

富津市小・中学校再配置計画

【基本方針】



平成 29 年 6 月 30 日

富津市教育委員会

富津市小・中学校再配置計画

はじめに

I 計画の背景

1 経緯と趣旨

II 市内小・中学校の再配置について

1 小・中学校の望ましい学級数について

2 再配置による利点及び小規模校の利点と課題について

3 学校再配置の基本となる考え方

4 富津市小・中学校再配置計画（概要）について

III 再配置にあたっての課題と対策

1 児童生徒に関すること

2 学校運営に関すること

3 広報について

4 跡地利用について

5 個別の再配置計画の策定について



はじめに

富津市教育委員会では、極めて人数の少ない学級が出てきていることから、子どもたちのよりよい未来のため、一定規模を有する教育環境への改善を図り、多くの仲間と意見交換したり、切磋琢磨できる機会を増やすとともに、幅広い人間関係の学べる場を提供することで児童生徒の心身をよりたくましく育てていきたいと考えました。

そこで、小学校では「複式学級の解消」、中学校では「学年1学級の解消」を富津市の適正規模の目安と定め、平成28年11月新たに「富津市小・中学校再配置計画(案)」を策定しました。

その後、アンケートによる保護者の意識調査、PTA役員・保護者・地区住民への説明会・懇談会を繰り返し行い、また、その中で出された質問・意見に対する「Q&A」を発行するなど、理解の促進に努めてきました。

今回、アンケートの結果をはじめ、これまでの説明会等での意見等を総合的に判断した結果、多くの学校・地域で本計画(案)への理解が深まったと判断し、「富津市小・中学校再配置計画」を進めていくこととしました。

今後とも、よりよい学校づくりのために、皆様のご指導、ご協力をお願いいたします。

I 計画の背景

1 経緯と趣旨

本市の人口は、1985年(昭和60年)の56,777人をピークとして減少に転じており、近年では、その減少幅が拡大傾向にあり、2005年に50,162人の人口でしたが、2010年には48,073人、2015年には45,616人に減少しています。また、出生数も2005年276人、2010年229人、2015年218人、2016年198人と減少しています。

富津市教育委員会では、平成16年度に「富津市小中学校統廃合検討委員会」、18年度に「富津市小中学校統廃合等検討庁内会議」、19年度に一般市民を含む「富津市小中学校統廃合等検討懇談会」を設置し、平成20年8月に「富津市小中学校統廃合等に関する提言書」をまとめました。この提言書は、学校の統合は「子どもたちに、より充実した教育環境を提供するという基本姿勢で検討しなければならない」とする基本的な考え方を踏まえた上で、適正規模・適正配置を含めた学校教育全体について計画の策定と公表を市に求めるものでした。教育委員会では、この提言書の趣旨を尊重し、平成21年2月『富津市小・中学校再配置構想』(以下「再配置構想」)を策定し、これまでに再配置構想に基づいて関豊小学校と環小学校の統合を行いました。

学校の配置については、多面的な要素があり、難しい問題ですが、その判断は常に「児童生徒の教育条件の改善」を中心にすべき問題であると考えます。

現在、富津市の小規模校では、個の実態に応じたきめ細かな指導や、一人一人が主役として活躍できる機会の設定など、少人数の良さをいかした工夫をしています。

一方で、統合した小学校の児童からは、「色々な人と勉強ができて楽しい」「自分やみんなの意見を聞きあえるようになった」「体育は人数が多いので、競技もできるようになった」など、人数が増えたことによる学習環境の変化を喜んでいいる声も聞かれました。

また、保護者からも「人数が多くなったことで、子供たちは活気のあるものになった」「自分の得意分野で、それを上回る能力の友人ができたことで、それをもっと伸ばしたいという意欲が出た」などの声が聞かれました。

富津市教育委員会では、地域の実情にも考慮しながら、より適正規模に近い教育環境の中で、児童生徒がさらにたくましく、健やかに成長できるよう地域とともに支援してまいります。

Ⅱ 市内小・中学校の再配置について

1 小・中学校の望ましい学級数について

本市において、適正規模として考える学級数

	望ましい学級数	必要と考える学級数
小学校	1 学年 2 学級以上 (12 学級以上)	1 学年 1 学級以上 (6 学級以上)
中学校	1 学年 3 学級以上 (9 学級以上)	1 学年 2 学級以上 (6 学級以上)

※ 上記の学級数の根拠

ア 法令上の小中学校の学級数については、「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時は、この限りではない」（学校教育法施行規則第 41 条、第 79 条）とされています。しかし、平成 27 年に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」が出され、手引きの中の「望ましい学級数の考え方」では、小学校で複式学級が存在する規模の場合「一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」とされています。また、中学校においては、3 学級規模の場合「一般に教育上の課題はあるが、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい」とされています。

イ 本市は、市北部に人口（児童生徒数）が集中している現状があります。

下の表のように、富津市全体の約 70%と広大な面積である天羽地区に、5 小学校 2 中学校があり、全市の約 19%の児童、約 20%の生徒が通っています。また、市の面積の約 16%にあたる中央部の大佐和地区では約 23%の児童、約 27%の生徒が通っています。これらの地区には、公共交通機関も未整備のところが多く、「地域の実態その他により特別の事情（学教法施行規則）」として考慮する必要があります。

ウ 今後さらに児童生徒数が減少していった際には、学区の広さや交通事情等地域の事情も考慮して検討を進めて参ります。

地 区	児 童 数	小学校数	生 徒 数	中学校数	面積の占める割合
市 内	1,763	11	953	5	205.53 km ²
富 津 地 区	941	3	527	1	約 13%
大 佐 和 地 区	409	3	238	2	約 16%
天 羽 地 区	323	5	188	2	約 71%

※児童生徒数・学校数はH29.5.1現在

2 再配置による利点及び小規模校の利点と課題について

(1) 小規模校のまま存続した場合の利点として考えられるもの

- ・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かい指導が行いやすい。
- ・意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ・様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ・複式学級においては、教師が複数の学年を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- ・運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ・異年齢の学習活動を組みやすい。体験的な学習や校外学習を機能的に行うことができる。
- ・地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- ・児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

(2) 再配置により学校規模を大きくした場合の利点として考えられるもの

ア 過去の事例から、児童生徒への直接的な効果について

- ・良い意味での競い合いが生まれ、向上心が高まった。
- ・教師に対する依存心が減った。
- ・社会性やコミュニケーション能力が高まった。
- ・切磋琢磨する環境の中で、学力や学習意欲が高まった。
- ・友人が増えた。男女比の偏りが少なくなった。
- ・多様な意見に触れる機会が増えた。
- ・集団遊びが成立するようになった。休憩時間や放課後の外遊びが増えた。
- ・多様な進路が意識されるようになった。

イ 過去の事例から、指導に関すること、環境整備等への効果について

- ・複式学級が解消された。
- ・クラス替えが可能になった。
- ・より多くの教職員が多面的な視点で指導できるようになった。
- ・校内研修が活性化し、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さをとり入れる意識が高まった。
- ・グループ学習や班活動が活性化し、授業で多様な意見を引き出せるようになった。
- ・音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会、部活動などが充実した。
- ・少人数指導や習熟度別指導などの多様な指導形態が可能になった。
- ・一定の児童生徒数の確保により、特別支援学級が開設できた。

- ・バランスのとれた教員配置が可能になり、中学校教員の免許外指導が解消または減少した。
- ・施設・設備が改善され教育活動が展開しやすくなった。
- ・校務の効率化が進んだ。教育予算の効果的活用が進んだ。
- ・保護者同士の交流関係が広がった。PTA活動が活性化した。

(3) 学級数が少ないことによる課題

- ・クラス同士の切磋琢磨する教育活動ができない。
- ・習熟度別指導などのクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ・男女比の偏りが生じやすい。
- ・学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ・共同的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ・一人の子どもの考えや行動に、クラス全体が大きく影響を受ける。
- ・多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ・教員と児童生徒の心理的な距離が近くなりすぎる。

(4) 複式学級の課題

- ・教員に特別な指導技術が求められる。
- ・複数学年分や複数教科分の教材研究、指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。
- ・実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ・兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生じる可能性がある。

これら、小規模校のメリット・デメリットの両面を総合的に勘案しながら、子どもたちにとって適切な学校環境を提供していくことが求められています。



子どもたちによりよい教育環境を提供していくことを第一に考え、学校の再配置に取り組んでいく必要があります。

3 学校再配置の基本となる考え方

- (1) 児童生徒に、集団生活での過ごし方を学んだり、多くの考えに触れたりする機会を設けられるよりよい教育環境の提供に努めます。
- (2) 児童生徒及び保護者の精神的・肉体的負担をできる限り軽減できるように努めます。

4 富津市小・中学校再配置計画(概要)について

児童生徒数の減少等を考え、小学校では「複式学級の解消」、中学校では「学年1学級の解消」を目安としています。

再配置の時期	内 容	備 考
H32 年 4 月	・天羽地区3小学校（湊小・天神山小・竹岡小）の再配置	湊小学校校舎を使用
	・天羽中学校と天羽東中学校の再配置	天羽中学校校舎を使用
	・大貫中学校と佐貫中学校の再配置	大貫中学校校舎を使用

※金谷小学校について

- ・アンケート調査や説明会での意見聴取等の結果から、学校再配置に係る保護者の理解を十分に得ることができていないとの判断から、今後も継続して保護者の理解が得られるように努めていきます。

※環小学校について

- ・当初の再配置計画（案）には、盛り込んでいませんでしたが、保護者から天羽地区の小学校の再配置計画に加えてほしい旨の要望が多数ありました。今後、改めて懇談会を開催し、保護者・地区の意見を聴取するとともに、教育委員会で協議・検討を行っていきます。

※今後の学校再配置について

- ・佐貫小学校では平成33年に2つの学年が、平成35年には4つの学年が複式学級開設の可能性があり、今後、学校の再配置について検討していく必要があります。
- ・天羽中学校は、平成41年には1学年1学級の学校となる可能性がありますが、学区の広さや通学条件等を考慮すると、現時点では、天羽地区に中学校1校を配置することが必要と考えています。

Ⅲ 再配置にあたっての課題と対策

1 児童生徒に関すること

- (1) 児童生徒の不安解消について
各学校に派遣されているスクールカウンセラーを活用します。
- (2) 学校指定品について
内容に応じて学校間で協議し、調整を行います。
- (3) 児童生徒の交通手段の確保について
登下校が長距離になる児童生徒のため、スクールバスを運行し、以下の点に配慮していきます。
 - (ア) 児童生徒の安全確保に努めます。
 - (イ) 教育活動に支障がでないようにします。
 - (ウ) 保護者の負担増にならないようにします。
- (4) 通学路の点検・整備について
学区の変更に伴う新しい通学路について、改めて点検を行うとともに、危険箇所の解消に努めます。
- (5) 中学校の部活動について
部活動の新たな編成について学校間で協議をすすめ、できる限り速やかに保護者へ伝えていきます。
- (6) 特別支援学級について
これまでと同様、一人一人の個性を大切にしながら、合理的配慮に基づいた教育を行っていきます。

2 学校運営に関わること

- (1) 授業進度の統一について
当該校同士が連携して教育課程を編成し、詳細な年間計画を作成し、再配置後の授業に支障のないようにします。
- (2) 交流授業の実施について
再配置以前から交流授業を計画的に実施していくことで、授業形態等のスムーズな移行や友人関係の構築に努めます。
- (3) 合同行事について
校外学習や修学旅行をはじめとする行事の合同実施を進めます。
- (4) 教育活動について
行事内容、特色ある教育活動についての調整を行います。
- (5) 職員の人事異動について
再配置後の児童生徒理解がスムーズに進むように、前任校の教職員の配置には配慮していきます。
- (6) 各学校の備品について
新しい学校での活用を優先し、有効活用を図ります。

- (7) P T A組織等の整備について
新しい組織について、関係者で協議していきます。

3 広報について

- ① 市民には、市ホームページや「広報ふつつ」への掲載、回覧による文書の配布等により、適切に対応していきます。
- ② 学校の保護者には、再配置計画、再配置個別計画に関する情報について、学校を通じて通知して参ります。

4 跡地利用について

地域の声に耳を傾けるとともに、地域の特色や立地の条件を踏まえつつ、地域の振興につながる有効利用に向け、検討を進めていきます。

5 個別の再配置計画の策定について

- (1) 学校教育の直接の受益者である保護者、将来の受益者である就学前の子どもの保護者を含めた地元住民に対して、十分な説明を行うために、教育委員会はそれぞれの個別のケースについて「個別再配置計画」を策定し、説明を行います。
- (2) 「個別再配置計画」には、再配置後の学校の姿(所在地, 校名, 校章, 校歌等)、再配置に関する課題と対応策、再配置へのスケジュール等を明示します。
- (3) 「個別再配置計画」では、個別の案件に応じて、学校職員のほか、保護者、地域代表者等による検討協議会を設け、協議を行っていきます。